

平成29年6月
東京税関業務部

関係各位

「毒物及び劇物指定令」の一部改正について

毒物及び劇物取締法は、保健衛生上の見地から必要な取締を行っておりますところ、今般、毒物及び劇物指定令の一部が改正されましたのでお知らせします。

(公布日 平成29年6月14日)

<改正概要>

1 新たに劇物に指定

- ・2-ターシヤリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

2 既に毒物として指定されている「セレン化合物及びこれを含有する製剤」のうち、一部を毒物から劇物に指定し、さらにその一部を劇物から除外

- ・(劇物に指定) 亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤
- ・(劇物から除外) 亜セレン酸0.0082%以下を含有する製剤のうち、容量1リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸0.000082%以下を含有するもの

3 既に劇物として指定されているものを劇物から除外

- ・無機亜鉛塩類のうち、焼結した硫化亜鉛(II)
- ・アンチモン化合物及びこれを含有する製剤のうち、トリス(ジペンチルジチオカルバマト- κ^2 S, S')アンチモン5%以下を含有する製剤
- ・有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤のうち、3-(6,6-ジメチルビシクロ[3.1.1]ヘpta-2-エン-2-イル)-2,2-ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- ・有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤のうち、3-メチル-5-フエニルペンタ-2-エンニトリル及びこれを含有する製剤
- ・無水マレイン酸及びこれを含有する製剤のうち、無水マレイン酸1.2%以下を含有する製剤

<施行日>

平成29年7月1日

ただし、毒物から「容量1リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸0.000082%以下を含有するもの」を除外する改正及び前記3については、公布の日

<経過措置>

- ・本改正の施行の際、新たに劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を現に営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成29年9月30日までの間、毒物及び劇物取締法第3条、第7条及び第9条の規定を適用しないこととなります。
- ・本改正の施行の際、新たに劇物に指定した物で現に存するものについては、平成29年9月30日までの間、毒物及び劇物取締法第12条第1項及び第2項の規定を適用しないこととなります。

<添付資料> 別添1 官報(号外第125号)

別添2 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照表

【お問合せ】

東京税関業務部通関総括第2部門(電話:03-3599-6338)

※ 指定令改正に関する問い合わせは、

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課へお願いします。

4 法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額（二級河川の修繕に係るものに限る。）は、第一項の費用の額（河川法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定に基づく負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

5 法第三十条の二第四項の規定による支払の方法は、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。

（特定河川工事の実施に要する費用について適用する法律の規定）

第四十二条の三 法第三十条の二第三項の規定により機構を補助事業者等とみなして適用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定は、同法第十一条第三項及び第二十五条の規定以外の規定とする。

2 法第三十条の二第三項の規定により機関を地方公共団体とみなして適用する負担法の規定は、負担法第三条から第四条の二まで、第九条第二項、第十一项第三項及び第十三条の規定以外の規定とする。

附則第七条第三項中「（昭和三十年法律第百七十九号）」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十項第二号及び第三十九条第十七項第二号中「第二十八条第二項」を「第二十八

条第三項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四の次に次の一号を加える。

十八の五 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条の八第一項

（都市緑地法施行令の一部改正）

第六条 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

一 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十三号

二 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十三号

（附則）

（施行期日）

1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとする」とにつき、この政令の施行の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七条において準用する同令第三十一条第四項の認可を受けたものとみなす。

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百五十九号

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第一百五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「並びに第七十五条の五」を「第七十五条の五並びに第七十五条の六第一項」に改める。

（附則）

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十号）の施行の日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一

内閣総理大臣 安倍晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百六十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十一年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中二をホとし、イからハまでを口からニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤

第二条第一項第一号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 焼結した硫化亜鉛（II）

第一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に收められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第七号中ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ トリス（ジベンチルジオカルバマート）S-S アンチモン五%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(177)を(179)とし、(174)から(176)までを(176)から(178)までとし、(173)を(174)とし、その次に次のように加える。

(175) ニーメチル-五一-エニルベンタ-二-エン-二トトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(172)を(173)とし、(105)から(171)までとし、(104)の次に次のように加える。

(105) 三一(六・六-ジメチルビシクロ[三・一・一]ペブタ-二-エン-二-イル)-二-二-

ジメチルプロパン-二トリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十五号の十一を第八十五号の十二とし、第八十五号の八から第八十五号の十までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の七の次に次の一号を加える。

八十五の八 二-ターシャリ-ブチルフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十八号の三中「製剤」の下に「ただし、無水マレイン酸一・二%以下を含有するものを除く。」を加える。

附則

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八条並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二条及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八条の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亞セレン酸〇・〇〇八-%以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亞セレン酸〇・〇〇八-%以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現に二-ターシャリ-ブチルフェノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該商業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 二-ターシャリ-ブチルフェノトル及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亞セレン酸〇・〇〇八-%以下を含有する製剤(容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八-%以下を含有するものを除く。)であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亞セレン酸〇・〇〇八-%以下を含有する製剤(容量一リットル以下の容器に收められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八-%以下を含有するものを除く。)に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎恭久
内閣総理大臣 安倍晋三

省令

令

○ 厚生労働省、農林水産省、令第一号

水防法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十一号)の施行に伴い、及び独立行政法人

通則法(平成十一年法律第百三号)第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日

厚生労働大臣 塩崎恭久
農林水産大臣 山本有二
経済産業大臣 世耕弘成
国土交通大臣 石井啓一

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令(平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(業務方法書の記載事項)	
改 正 後	改 正 前
第一条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第一条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・三 (略)	一・三 (略)
四 機構法第二十二条第一項第四号に規定する特定河川工事に関する事項	四 機構法第二十二条第一項第四号に規定する特定河川工事に関する事項
五・十 (略)	五・九 (略)

附則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

○ 農林水産省令第三十六号

水防法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十一号)の施行に伴い、並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の二第一項第六号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)第八条第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日

農林水産大臣 山本有二

農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和四十四年農林省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）
新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
(毒物)	(毒物)	(毒物)
第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第一一十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第一一十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第一一十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
一～十七の二 （略）	一～十七の二 （略）	一～十七の二 （略）
十八 セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	十八 セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	十八 セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤 ロ 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤 （略）	イ 亜セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一一%以下を含有する製剤 ロ 亜セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一一%以下を含有する製剤 （新設） （略）	イ 亜セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一一%以下を含有する製剤 ロ 亜セレン酸ナトリウム〇・〇〇〇一一%以下を含有する製剤 （新設） （略）
十九～三十一 （略）	十九～三十一 （略）	十九～三十一 （略）
(劇物)	(劇物)	(劇物)
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。
一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。 イ・ロ (略)	一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。 イ・ロ (略)	一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。 イ・ロ (略)

		ハ 焼結した硫化亜鉛 (II)
ニ	(略)	
一の二～三	(略)	
三の二	亜セレン酸○・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容 量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸○ ・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。	
四～六	(略)	
七	アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げる ものを除く。	
イ～ニ	(略)	
ホ	トリス(ジペンチルジチオカルバマト- $\text{S} \cdot \text{S} \cdot \text{S}$)アンチモ ン五%以下を含有する製剤	
ヘ	(略)	
八～三十一の三	(略)	
三十二	有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲 げるものを除く。	
(1) (104)	(略)	
(105)	三一(六・六・ジメチルビシクロ[三・一・一]ヘプタ- $1-$	
エン-1-イル)-二-ジメチルプロパンニトリル及びこれ		

		ハ 六水酸化錫 ^{すず} 亜鉛 (新設)
一の二～二の三	(略)	
三	アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤 (新設)	
四～六	(略)	
七	アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げる ものを除く。	
イ～ハ	(略)	
ホ	硫酸アンチモン(V)及びこれを含有する製剤 (新設)	
ヘ	硫化アンチモン及びこれを含有する製剤	
八～三十一の三	(略)	
三十二	有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲 げるものを除く。	
(1) (103)	(略)	
(104)	ジメチルパラシアノフエニル-チオホスフエイト及びこれを含 有する製剤	
(新設)		

を含有する製剤

(略)

(略)

(107)
(174)

(略)

(175)
(176)
(179)

を含有する
製剤

(略)

三十三～八十五の七 (略)

八十五の八 二～ターシヤリ～ブチルフェノール及びこれを含有する

製剤

八十五の九 (略)

N - (α・α-ジメチルベンジル) - 2-シアノ-2-フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(106)
(172)

(略)

(173) (Z) - 「五」「四」(四-メチルフェニルスルホニルオキシイリデン) - 五H-チオフェン-2-イリデン」 - (二-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(新設)

(174)

二-メトキシエチル = (R S) - 2-(四-t-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパンオート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤

(175)
(177)

(略)

三十三～八十五の六 (略)

製剤
(新設)

八十五の七 二-セカンダリ～ブチルフェノール及びこれを含有する

八十五の八 2-t-ブチル-5-(4-t-ブチルベンジルチオ)

八十五の十 <small>＼</small> 八十五の十二	(略)
八十六 <small>＼</small> 九十八の二	(略)
九十八の三	無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。 ただし、無水 マレイン酸一・二%以下を含有するものを除く。
九十八の四 <small>＼</small> 百九	(略)

八十五の九 <small>＼</small> 八十五の十一	(略)
八十六 <small>＼</small> 九十八の二	(略)
九十八の三	無水マレイン酸及びこれを含有する製剤
九十八の四 <small>＼</small> 百九	(略)